

島根県発注業務委託の契約解除及び再入札について

土木部土木総務課において指名競争入札により落札決定し、3月27日付けで契約を締結した入札事務に誤りがあったため、下記のとおり契約を解除し、今後、改めて入札を行います。

1. 契約解除となった業務の概要

- (1) 業 務 名：防災・安全交付金（都市防災総合推進事業）盛土規制法に基づく基礎調査業務（西部）
 - (2) 業 務 概 要：盛土規制法に基づく基礎調査 A=3,144km²
 - (3) 業 務 場 所：浜田市外7市町
 - (4) 入 札 方 法：指名競争入札
 - (5) 指 名 業 者 数：10社（応札業者数：10社）
 - (6) 開 札 日：令和5年3月16日
 - (7) 契 約 締 結 日：令和5年3月27日
 - (8) 予 定 価 格：29,492,000円（税抜き）※ P P I で事後に公表
 - (9) 低入札基準価格：22,487,000円（税抜き）※ P P I で事後に公表
 - (10) 契 約 金 額：29,490,000円（税抜き）→32,439,000円（税込）
- ※インターネット上で入札に関する情報を提供する仕組みを「入札情報サービス（P P I）」という。

2. 経緯と契約解除の理由

- (1) 土木総務課は、2月28日に当該業務委託の指名通知に併せて、事業者が入札額を算定するために必要となる施工内訳表（業務委託に必要な資材や人役の数量など）を「見積参考資料」として P P I にて公表しました。
- (2) 上記（1）の公表後、事業者より見積参考資料に対する質問があり、土木総務課はその回答を P P I にて公表しました。
- (3) 3月16日に開札を行い、その結果に基づき落札業者と契約締結が完了したため、予定価格等を3月30日に公表しました。
翌日、その予定価格等を確認した事業者から（2）の質問に対する回答に誤りがあるのではないかとの指摘があり、確認したところ、誤りが判明しました。
※誤りの内容…測量業務の単価について、端数処理を行っていなかったにもかかわらず、端数処理を行っているという回答していたもの
- (4) 入札事務に誤りがあったため、落札業者に経緯等の事情を説明し、契約解除を行うことへの同意を得て、4月7日付けで契約解除を行いました。
- (5) 本業務については、改めて、再度、入札を実施する予定です。

3. 再発防止策

設計図書に対する質問の回答など P P I で公表する資料は複数の職員で確認するよう徹底することなど、今後同様なことが起きないように、全事務所に対して、文書により注意喚起を行います。

4. その他

本件は、契約の相手方には責任がないことから、業者名等の公表は差し控えます